

# 大阪府弓道連盟慶弔規程

平成29年12月9日制定

(目的)

第1条 この規程は、大阪府弓道連盟規約（以下「規約」という。）第22条の規定に基づき、大阪府弓道連盟（以下「府連」という。）の慶弔金及び見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は次のとおりとする。

- (1) 祝金
- (2) 弔意金
- (3) 見舞金

(支給事由)

第3条 前条の慶弔見舞金は、次の事由に該当する場合に支給する。

- (1) 祝金もしくはお祝い物は、大阪府弓道連盟表彰規程に該当する場合に支給する。
- (2) 弔意金は、府連の役員等が死亡した場合に、次の区分によって執行する。

区 分	香奠	供花	弔辞	弔電	備考
会長、副会長	○	○	○	○	
役員、名誉役員	○			○	

また、必要に応じて（公財）全日本弓道連盟（以下、「全弓連」という。）及び府外の弓道連盟に対して支出することができる。

- (3) 見舞金は、次の区分とする。
  - ①病氣見舞金は、役員が二週間を超えて入院した場合に支出する。
  - ②災害見舞金は、地震や風水害等によって相当の被害を受けた場合、会長が判断して支出する。また必要に応じて他の都道府県弓道連盟に対して支出することができる。

(支給決定)

第4条 前条各号の慶弔見舞金は、理事長が必要と認めたものについて、会長の承認を得て支給を決定する。

- 2 特に必要があると認める場合は、会長の決定により臨時の慶弔見舞金を支給することができる。
- 3 慶弔見舞金の支給額及び支給方法は、府連予算の範囲に応じて、会長が決定する。

(追授)

第5条 会員が死亡した場合に、追授の基準を満たすものについては、理事長が遺族の了解を得たうえで、会長の承認を得て全弓連へ追授の申請を行うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会で審議し議決する。

付則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。